

文化財保存活用地域計画の策定に係る 記載事項の簡素化

令和4年7月
神戸市



1. 文化財保存活用地域計画とは

◎平成30年の文化財保護法改正によって制度化された、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画。

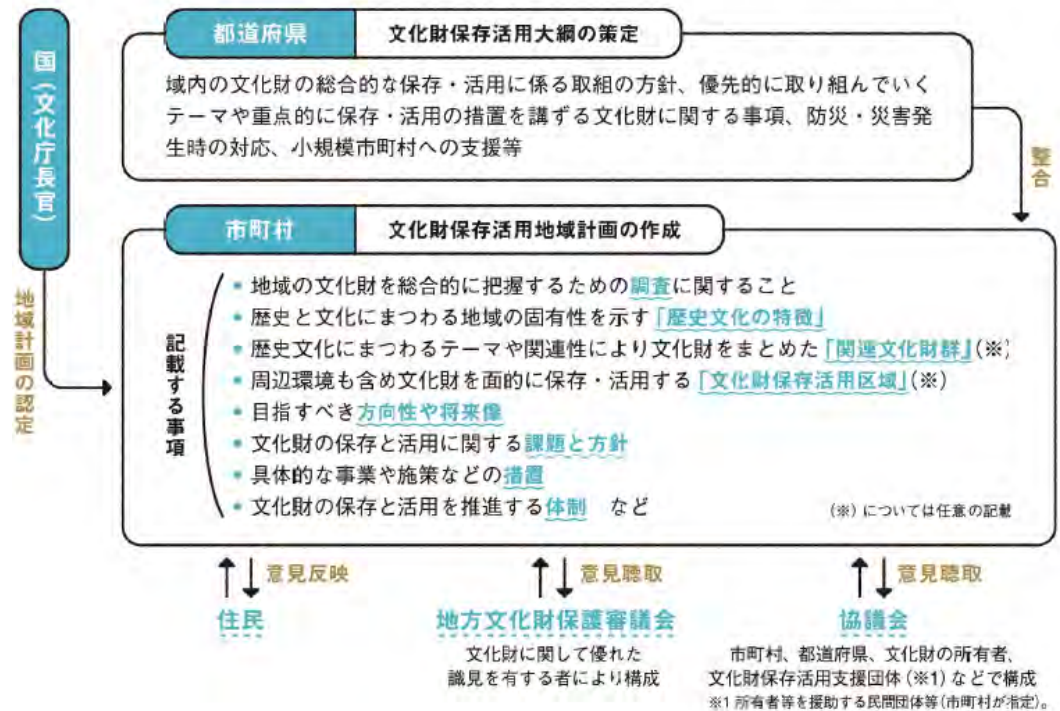
◎この計画に基づき、文化財を総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資すると共に、確実な文化財の継承につなげることを目的としている。(令和3年12月17日時点で、58市町村が計画を策定済。)

(1) 作成主体は市町村の文化財所管部署。

⌘(2) 計画策定に当たっては、文部科学省文化審議会文化財分科会の審議を経て、文化庁長官に認定を受ける必要がある。

(3) 作成については、指針を踏まえた内容が求められる。

(4) 計画の内容については、地方文化財審議会(条例設置)の意見聴取及び市民意見の反映が必要。



文化庁作成パンフレットより



2. 課題と解決策

1. 地方の実情に応じた弾力的な記載

◎本計画は、文化庁長官の認定を前提として作成する。したがって、指針では「地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれる。」としているが、指針に沿った内容である必要がある。

◎記載項目の中には「市町村の概要」など、記載上、分量が非常に多くなる項目もあり、策定にあたって負担が大きい。尚且つ、既に策定を行っている他の計画や既存資料等と内容が重複する部分もあるため、それらの活用によることで代替可能とすることを求める。

○文化財保存活用地域計画

文化財保護法第183条の3第2項	第1号関係 (市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針)
文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針 (平成31年3月文化庁)	<ul style="list-style-type: none">・市町村の概要・市町村の文化財の概要・市町村の歴史文化の特徴・文化財の保存・活用に関する課題・文化財の保存・活用に関する方針 <p>当該市町村の概要には、市町村の位置や地形、気候などの自然的・地理的環境、産業や土地利用、人口動態などの社会的状況、歴史や関わりのある人物、人々の伝統的な営みなどの歴史的背景を記載する。</p>



市の概要を掲載している計画例

法令名称	計画名称
都市計画法第18条2	神戸市都市マスタープラン
都市緑地法第4条	神戸市緑の基本計画
神戸市環境条例第7条の2	神戸市環境マスタープラン



2. 課題と解決策

2. 市民意見を尊重した計画期間の確保

◎パブリックコメント済みの計画案に文化庁等により修正が入る可能性がある。本申請までに1か月弱しか期間がなく、大幅な修正が入った場合、本申請までのパブリックコメントの実施が困難。(通常手続きを含め4か月程度必要)
 (※神戸市の場合は、このような問題は生じなかった。)

◎一定の期間を設けることで、最終的な計画案で市民からの意見(パブリックコメント)を募り、市民に諮った内容との齟齬がなくなり、市民の意見が尊重された計画となる。

実際のスケジュール

87

	神戸市	文化庁	備考	
令和2年9月～令和3年8月	計画骨子及び素案作成	協議		
令和3年9月	パブリックコメント広報エントリー	協議		
令和3年10月				
令和3年11月	議会報告			
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント実施			
令和4年3月	保護審議会・協議会開催(報告・意見聴取)	協議(書面)		
令和4年4月	地域計画素案文化庁へ提出 ※計画素案は市民意見を聴取済みのもの	協議(書面)		
令和4年5月		各類型の文化財調査官への照会		
令和4年6月上旬		関係省庁に事前協議		この時点まで修正指示の可能性あり
令和4年6月下旬	文化庁より協議結果報告			
令和4年7月上旬	地域計画を文化庁へ本申請	関係省庁に正式協議		
令和4年7月下旬	記者提供	文化審議会にて認定の諮問・答申 記者提供		



BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008

